

# ふじのくに多文化共生推進基本計画

2018（平成30）年3月

静岡県



## はじめに

静岡県の人口は、2007（平成19）年の379万人をピークに減少を続け、2017（平成29）年には367万人となっています。一方、経済危機等の影響により、2008（平成20）年の10万人をピークに減少傾向にあった外国人県民の数は、2015（平成27）年から再び増加傾向となり、2017（平成29）年12月末現在では8万人を超え、定住化も進んでいます。ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催や事前キャンプ受入れを控え、本県を訪れる外国人とともに本県で暮らす外国人県民の増加が予想されています。



今後、地域の活力を維持するためには、「外国人県民も等しく県民であり、共に暮らす生活者である」という視点に立ち、地域社会の構成員として社会参加を促す仕組みを構築し、全ての人々が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが必要となります。

今回の「ふじのくに多文化共生推進基本計画」においては、外国人県民も安心して快適に暮らすことができるよう、引き続き、多文化共生意識の定着やコミュニケーション支援、危機管理対策、教育・医療等生活環境全般の充実を進めることとしております。加えて、新たに「誰もが活躍できる地域づくり」を本計画の基本方向の一つに位置付け、外国人県民の雇用の安定化を図るとともに、地域づくりへの主体的な参加を促すなど、外国人の活躍という視点を取り入れております。

また、本計画は、「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』づくり～静岡県をドリームズ  
カム トゥルー イン ジャパン  
come true in Japanの拠点に～」を基本理念とする静岡県総合計画の分野別計画であり、県全体として「誰もが活躍できる社会の実現」を目指す施策の一端を担うものです。

今後は、市町、地域、企業、団体等関係の皆様と連携しながら計画に掲げる施策を着実に推進することにより、異なる宗教・人種・民族の多様な生き方を認め合い、誰もが、努力すれば夢がかなない幸せを実感でき、そして、誰もが社会の担い手として活躍できる多文化共生社会づくりを進めてまいります。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり御意見を賜りました、静岡県多文化共生審議会をはじめ関係の皆様には厚くお礼申し上げます。

2018（平成30）年3月

静岡県知事 川 勝 平 太



# 目 次

<b>I 計画の趣旨</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の策定方法	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の期間	1
5 計画の進行管理	2
<b>II 計画策定の背景</b>	<b>3</b>
1 多文化共生を取り巻く社会情勢	3
2 本県の多文化共生の現状と課題	3
<b>III 計画の基本的な考え方</b>	<b>9</b>
1 多文化共生推進の必要性	9
2 多文化共生推進の意義	10
3 静岡県が目指す多文化共生社会(計画の目標)	11
<b>IV 施策の方向性・展開</b>	<b>12</b>
<b>基本方向1 誰もが理解しあい安心して暮らせる地域づくり</b>	<b>13</b>
施策の方向1 多文化共生意識の定着	13
施策の方向2 危機管理対策の推進	16
施策の方向3 防犯・交通安全対策の推進	19
<b>基本方向2 誰もが快適に暮らせる地域づくり</b>	<b>22</b>
施策の方向4 外国人県民のコミュニケーション支援	22
施策の方向5 居住・医療・保健・福祉など生活環境全般の充実	26
施策の方向6 外国人の子どもの教育環境の整備	30
<b>基本方向3 誰もが活躍できる地域づくり</b>	<b>35</b>
施策の方向7 雇用・就労環境の整備による雇用安定	35
施策の方向8 外国人県民が活躍できる場づくり	38
<b>V 計画推進体制</b>	<b>42</b>
1 計画の進め方(推進体制)	42
2 多文化共生推進主体の役割	42

<b>資料編</b>	<b>47</b>
1 静岡県 <sup>*</sup> の在留外国人等の状況(国籍、在留資格、年齢、市町別等) ……	47
2 静岡県多文化共生基礎調査結果(概要) ……	56
3 静岡県多文化共生推進基本条例 ……	59
4 静岡県多文化共生審議会委員名簿 ……	62
5 計画策定の経過 ……	63

<b>用語解説</b>	<b>64</b>
(本文中のアスタリスク付き用語「○○○*」について解説)	